

労働法最前線

—労働雇用法および地方労働規定の比較・解説
世澤法律事務所中国律師 (陳軼凡、黄曉軍)

中国における営業秘密の保護 (2)

第 44 回 法的救済

今回は営業秘密の定義・構成、営業秘密侵害を証明する方法などを検討しました。今回は、営業秘密侵害を受けた雇用者に対する法的救済について紹介します。

1. 民事救済

損害を受けた雇用者は、差し止め請求および(または)損害賠償を請求することができる。司法機関は、秘密保持義務が継続している限り、被告に営業秘密の使用および開示の差し止めを命じることができる。しかし、「使用および開示の差し止め」の意味について、司法機関は明確に示しておらず、学説でも明確に論じられていない。「避けられない侵害」の理論は、中国においては適用されない。もちろん、被告は営業秘密の使用を続けるべきではないが、既に請求済みの顧客との接触を継続し、顧客と締結した契約を履行するために、その後も更に取引を実行するかは、明確にされていない。

損害賠償の金額については、特許権侵害訴訟に関して最高人民法院により公布された問題解釈、例えば、最高人民法院の「特許紛争審査の法律適用に関する若干問題」(2001 年 6 月 22 日公布、01 年 7 月 1 日施行)にて示された金額と同一とする。合理的な賠償額を算出するため、原告は実際に被った損害、あるいは侵害側が取得した利益の金額のいずれかを選択できる。いずれの金額も計算できない場合、仮にライセンス契約を締結する際のライセンス料の倍以上、3 倍以下の間の合理的な金額を賠償額とする。いかなるライセンス料も適用できない場合、司法機関は、5,000 ~ 30 万元(6 万 6,000 ~ 396 万円)が合理的な賠償額としているが、最高でも 50 万元を超えてはならない。更に、侵害の証拠を調査、取得するために発生したコストおよび費用も、損害賠償請求の中にも含めることができる。広くは認められていないが、一部の司法機関では、契約により定められた損害賠償の金額も賠償額に含められると示している。

営業秘密が被告により既に公衆に開示された場合、市場における合理的な営業秘密の価値全体を賠償額とすることが認められる。被告である新しい雇用者は、被雇用者が使用または開示した情報が、侵害した営業秘密であることを知っていた、または知りえた場合、

被告である被雇用者とともに連帯責任を負わなければならない。

2. 行政救済

営業秘密侵害の紛争において、損害を受けた雇用者は、行政救済を求めることができ、工商局は営業秘密の侵害行為を調査する権限を有する。工商局は、

(1) 不法行為者に侵害の停止を命じ、かつ 1 万元以上、2 万元以下の罰金を科す。

(2) 営業秘密を含む図表、青写真およびその他の資料を返還することを命じる。

(3) 営業秘密を使用して製造された製品が、公衆に営業秘密を漏洩するものである場合、その製品の廃棄を命じる。工商局のすべての決定について、法廷に上訴することができる。注意すべきなのは、工商局は、営業秘密侵害に関する損害賠償を命じる権限を有していないことだ。損害賠償を求める場合、営業秘密の所有者は民事訴訟に転向することが必要である。

< 筆者紹介 >

世澤法律事務所中国律師陳軼凡、黄曉軍

世澤法律事務所では日本語、英語、中国語で顧客に法律サービスを提供しています。

主な業務分野は、コーポレート及びコマーシャル、合併・買収、国際貿易及び競争、訴訟及び仲裁、プライベートエクイティ及びベンチャーキャピタルの投資、銀行及び信託、資本市場及び証券、知的財産権、労働及び社会保障、不動産及び建築工程など。

Web : www.broadbright.com

E-mail : broadbright@broadbright.com

【北京本部】北京市朝陽区建外大街永安東里 16 号 CBD 国際ビル 701 室

Tel : 010-8513-1818 (中国語、英語) 010-8513-1800 (日本語専用)

Fax : 010-8513-1919

【上海支所】上海市淮海中路 93 号大上海時代広場 1109 室

Tel : 021-5386-1618 (中国語、英語) 021-5386-1109 (日本語専用)

Fax : 021-5386-1619